

## 函館市企業局経営懇話会設置要綱

(設置)

第1条 函館市企業局の経営等に関し、適正かつ合理的な運営を行い、健全な経営を図るために広く各界各層の市民からの意見を求めることを目的として、函館市企業局経営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を調査検討する。

- (1) 事業運営に係る重要な課題、方針および施策に関すること
- (2) 事業計画等の評価に関すること
- (3) 料金等に関すること
- (4) その他必要な事項

2 懇話会は、前項各号に掲げる事項に関し、自ら調査検討して、企業局長に提言することができる。

(組織)

第3条 懇話会は、委員16人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、企業局長が決定する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民福祉団体に属する者
- (3) 産業経済団体に属する者
- (4) 一般公募による者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 懇話会に会長1人および副会長2人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長を務める。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 懇話会に、専門の事項を調査検討するため必要があるときは、分科会を置くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企業局管理部経営企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。